



「治療用補装具・治療用めがね」の購入費は こども医療費で助成がうけられます

医療機関を受診して、医師の指示書をもとに購入した「治療用装具・治療用めがね」は、健康保険の適用になる場合があります。健康保険の適用になった購入費用は、保険加入先の「療養費」のほか、こども医療費の助成を受けることができます。

治療用装具・めがねの購入費用（医療費相当部分）	
保険給付分 8割（または7割）	一部負担金 2割（または3割）
療養費	こども医療費
保険加入先へ請求	こども医療費で償還

【療養費】

治療のために必要な補装具や弱視治療用めがねを購入した場合、その費用（全額または一部）が医療費となり、健康保険の対象となる場合があります。かかった費用は一時立替払いとなりますが、ご加入の健康保険に「療養費（家族療養費）」を請求することで、保険診療相当分の7割（または8割）の払い戻しを受けることができます。

【療養費の請求方法】

請求の方法は、保険加入先にご確認ください。また、請求に必要な添付書類（領収書、作成指示書）は、こども医療費助成でも使用しますので、コピーを保管してください。

【こども医療費の助成】

療養費が給付された補装具やめがねの費用は、こども医療でさらに助成をうけることができます。助成申請では、購入時の領収書、作成指示書が必要になりますので、療養費の請求前にコピーを取るなどしてください。

療養費支給決定通知書が届きましたら、こども医療の助成申請手続きを行ってください。

こども医療費助成の申請方法

1. 療養費の請求をする 【申請先：保険加入先】

療養費は保険加入先から給付されます。請求が必要なので、お勤め先や保険加入先に請求方法、必要書類を確認してください。

2. 「療養費支給決定通知」が届く

請求から約1か月後に支給決定通知が発行されます。

3. こども医療費助成申請書を提出する 【申請先：子育て給付課給付係、行政センター、連絡所】

《こども医療費の申請に必要なもの》

- ・治療用装具、めがねを購入した**領収書**（コピー可）
- ・医療機関の装具作成**指示書**（コピー可）
- ・「療養費」の**支給決定通知書**（または療養費給付が確認できる医療費のお知らせ等）

～注意事項～

- 1 治療用めがねが保険適用になるのは、8歳までです。9歳以上は保険適用外です。また、治療用めがねの保険適用金額には上限があります。
- 2 治療用めがねを更新する際の保険適用については、5歳未満では前回の給付から1年以上後であること、5歳以上では前回の給付から2年以上後であることとなっております。詳細は保険加入先にお問い合わせください。
- 3 治療目的以外の補装具や視力矯正めがねは、保険適用になりません。詳細は保険加入先にお問い合わせください。
- 4 こども医療の助成対象となるのは、健康保険の適用となった補装具やめがねです。保険適用の確認は、療養費の給付決定通知で行いますので、必ず療養費の請求を行い、その給付（または不支給）決定通知を添付してください。健康保険から療養費が給付されなかった（不支給となった）ものは、助成できません。
- 5 郡山市国保加入の方は、すべて国民健康保険課へ請求してください。

【問合せ先】 〒963-8025 郡山市桑野一丁目2-3
 こども総合支援センター（ニコニコこども館）給付窓口
 郡山市 子育て給付課 給付係 Tel924-2411